

第9回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見への対応状況

総数:75 【A】対応 :42(56.0%)
 【B】引き続き検討 :22(29.3%)
 【C】対応困難 :7(9.3%)
 【D】事実関係の照会等 :4(5.3%)

【A】対応 42

| 類型 | 施策番号 | 項目数 | 主な対応内容 |
|----|------------------------------------|-----|---------------------|
| A1 | 実績評価書を修正(令和2年9月) 令和2年度事前分析表で対応済 | 24 | 新たな指標の設定、目標未達要因の記載等 |
| A2 | 令和3年度事前分析表で対応予定 | 7 | 新たな指標の設定、達成目標の設定等 |
| A3 | 全施策に共通するルールの明確化 | 1 | 事前分析表の記載要領への明記 |
| A4 | その他 | 10 | 制度的対応、運用改善等 |

【B】今後検討、引き続き検討 22

【C】対応困難 7

【D】事実関係の照会、見解を問うもの等 4

(内訳)第9回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況

| 番号 | 委員名 | ファイル名 | 意見等箇所 | 意見等内容 | 令和2年9月時点での対応状況 | R3年3月時点での検討状況 | |
|----------------|------|-------|---------------------------------------|---|----------------|--|--|
| 医療・衛生WG | | | | | | | |
| 1 | 印南委員 | I-1-2 | 指標5(無医地区等における医療活動) | <ul style="list-style-type: none"> 無医地区の定義は「医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として概ね半径4キロメートルの区域内に人口50人以上が居住している地域で、かつ容易に医療機関を利用できない地区のことをいう」とされているため、無医地区の減少の背景として、そもそも人口減少により、無医地区の定義に当てはまらない地域が出てきていることがある。 そのため、無医地区の定義の見直し又はへき地医療の体制整備を測定する指標として、指標5そのものを見直す必要がある。 | 対応 | <ul style="list-style-type: none"> 人口減少により、無医地区の定義に当てはまらない地域が出てきている」とのご指摘に関し、そのような地域については、医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた地区を「無医地区に準じる地区」として指定することができ、引き続き「無医地区」と同等の対策を講じることが可能となっている。 また、今回のご指摘を踏まえて、新たな指標として、医療活動の実施主体であるへき地医療拠点病院のうち、一定数以上の医療活動を実施した医療機関の割合を測定することとした(※)。 ※ 「へき地医療拠点病院の中で主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合」を令和2年度事前分析表から追加した。 これにより、人口減少が進展する場合における医療アクセスの確保状況を測定することが可能となる。 | |
| 2 | 大西委員 | I-1-2 | 病床機能の分化・連携に関する指標設定のあり方 | 施策目標のうち、「病床機能の分化・連携」について指標9を設定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえて、見直しを行う必要性の有無についてどう考えているか。 | 今後検討 | 対応 | |
| 3 | 河北委員 | I-1-2 | 感染症に関する医療提供体制 | 感染症に関する医療提供体制に関して、自治体と二次医療圏の在り方について再検討すべき。 | 今後検討 | | |
| 4 | 河北委員 | I-2-1 | 達成目標1(医師数の増加、医師の偏在是正) | 背景・課題及び達成目標の設定に関して、現在の出生数を踏まえると医師数の増加が課題ではなく、地域別・診療科別に加え、勤務形態別(勤務医or開業医)の偏在が問題である。 | 今後検討 | | |
| 5 | 宮崎委員 | I-2-1 | 達成目標2(看護職員の質・量の確保) | 就業看護職員数が増加することに伴い、看護職種の就業場所も多様化している中で、地域包括ケアシステムの実現等に向けて、地域に必要な看護職員が配置されているのか(地域偏在)についても、議論をすべき。 | 対応 | | |
| 6 | 河北委員 | I-2-2 | 達成目標1(臨床研修の充実) | 臨床研修実施病院のうち、卒後臨床研修評価機構の評価を受けている病院の割合はどの程度か。 | | 令和3年度に臨床研修を行う予定の基幹型臨床研修病院が1,026あり、令和2年12月1日時点にて、そのうちの256病院が卒後臨床研修評価機構の評価を受けている。 | |
| 7 | 河北委員 | I-2-2 | 達成目標1(臨床研修教育の評価、医師の資質の定義) | 臨床研修教育の評価を適切に行うとともに、医師の資質をどのように定義するかについて議論すべきである。 | 対応 | | |
| 8 | 大西委員 | I-2-2 | 達成目標2(ドクターヘリで救急医療を提供できる医師・看護師等の養成・育成) | 令和2年度以降は「ドクターヘリ従事者研修の受講者数」(指標5)を参考指標にすることだが、達成目標2の進捗状況を測定する指標として、「ドクターヘリ従事者研修の満足度評価」(指標6)だけでなく、 <u>指標5に代わり、ドクターヘリ従事者の養成状況を客観的に評価する指標を導入する必要性について検討されたい。</u> | 今後検討 | 対応困難 | |
| 9 | 井深委員 | I-8-1 | 指標1(新たに大臣告示された先進医療Bの件数) | 「新たに大臣告示された先進医療Bの件数」(指標1)は、経年変化では減少傾向にあり、また、各年度の実績値も少数件であるにも関わらず、目標値を「毎年度:前年度以上」とすることが妥当なのか。 | 今後検討 | 対応困難 | |

| | | | | | | | | |
|----|------|--------|--------------------------------------|---|--------------|--|--------|---|
| 10 | 大西委員 | I-8-1 | 指標2(再生医療等提供計画の届出件数) | 再生医療等提供計画の届出件数の令和元年度減少は、省令改正の影響による一時的なものなのか。再生医療を含む革新的な医療の実用化に関して、どのような影響があり、どのような対策が必要と考えているか。 | 今後検討 | 臨床研究法の施行により質の低い研究が淘汰されたのか、研究全体が淘汰されたのは今後分析が必要。 要因分析をしながら、より質の高い研究が進めるため、どのような政策が必要かを今後検討する。 | 引き続き検討 | より質の高い研究を進めるために、再生医療等安全性確保法の見直しを進めており、令和元年12月には厚生科学審議会再生医療等評価部会において手続きの簡素化などの見直しの提言が示されたところ。これを受け、現在、厚生労働省特別研究事業において内容を検討している。 また、臨床研究法についても、厚生科学審議会臨床研究部会において法律に関する検討を行っている。引き続き、法の施行状況を確認しつつ、運用の改善等必要な施策を講じてまいりたい。 |
| 11 | 印南委員 | I-8-1 | 達成目標1(医薬品等産業の振興等) | 達成目標1に関して、「医薬品・医療機器産業の振興」が達成目標に含まれているが、その点を踏まえ、内資企業の新薬開発件数(例えば、第II相臨床試験(Phase II)や第III相臨床試験(Phase III)まで進んでいる新薬開発パイプラインの件数)等を指標としてはどうか。 | 今後検討 | 参考指標とすることが可能かどうか今後検討する。 ※ 令和2年度事前分析表での対応はしていない | 引き続き検討 | 内資企業の開発パイプライン数等、記載する参考指標を検討中。 |
| 12 | 印南委員 | I-8-1 | 指標9(バイオシミラー品目数) | バイオシミラーに係る指標だけでなく、バイオ医薬品の開発に係る指標を設定すべき。 | 対応困難 | バイオ関係予算はバイオシミラーについての政策であるため、バイオ医薬品すべての開発についての指標を政策評価の指標とするのはなじまない。 | | |
| 13 | 印南委員 | I-8-1 | 達成目標2(後発医薬品の使用促進) | 後発医薬品の使用割合を令和2年9月までに80%とすることは国の閣議決定で決めた方針であるが、それに対して、指標10では、後発医薬品の使用割合の増加に資する事業を行う都道府県が、毎年度1都道府県でも増えればよいという目標値となっており、適当ではない。 | 今後検討 | 目標値の設定方法については、今後検討する。 ※ 令和2年度事前分析表での対応はしていない | 引き続き検討 | 新たな目標について、目標の達成状況や地域差等を踏まえ、令和2年度内に結論。それを踏まえてKPIを設定。 |
| 14 | 印南委員 | I-8-1 | 達成目標2(後発医薬品の使用促進) | 後発医薬品の使用促進については、都道府県別以外にも、大学病院別や保険者別など別の角度からターゲットを絞る施策が必要ではないか。 | 今後検討 | ※ 会議の場での回答はなし | 引き続き検討 | 後発医薬品使用割合の見える化・公表を医療機関等の別に着目して拡大することを検討。 |
| 15 | 宮崎委員 | I-10-1 | 指標1(保健師数) | 保健師数は数として増加しているが、保健所保健師数は増加しているのか。平時だけではなく危機対応時の人材が不足しており、災害や新興感染症対策として強化が必要である。 | 対応 | 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への継続的な対策を進めるとともに、今後の新たな新興感染症の発生に備えるため、保健所の体制強化を進めていく。 | | |
| 16 | 宮崎委員 | I-10-1 | 指標2(市町村保健師向け研修受講者に対して実施したアンケート結果) | アンケート結果を達成状況の評価根拠としているが、市町村により当該研修への出席率にはばらつきがあると思料される。全市町村の保健師が当該研修に参加できているかを見るため、研修への出席率等を指標に追加すべき。 | 対応困難 | ・ 全体の母数の把握が困難であること、また市町村によっては地理的・財政的事情等により出席が困難である場合もあるため、出席率を指標として追加することは適切ではないと判断した。 ・ なお、一人でも多くの方に出席していただけるよう、今後とも日程や会場選定等において工夫をしていく。 | | |
| 17 | 印南委員 | I-10-1 | 指標の追加 | 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所と医療機関の連携に関する指標など、感染症対応に係る指標を追加すべきである。 | 今後検討 | 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所に求められる機能を適切に評価するために、どのような指標を設定すべきかについては、今後検討する。 | 引き続き検討 | 新型コロナウイルス感染症の収束後に政府として保健所や関係機関の連携等の在り方について議論されるものと承知しており、その議論を踏まえてどのような指標を設定すべきかを検討してまいりたい。 |
| 18 | 河北委員 | I-10-3 | 達成目標1(がんの早期発見・早期治療の促進) | がん検診の推奨項目や検査方法については、国際的な水準を踏まえた見直しを早急に行うべき。 | 対応 | がん検診の推奨項目等については、科学的知見に基づき決定しており、引き続き、「がん検診のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ決定する。 | | |
| 19 | 井深委員 | I-10-3 | 指標2(がん検診受診率) | 市町村間で検診受診率にばらつきがある中で、好事例の展開等のため「受診率向上施策ハンドブック(第2版)」を令和元年度に公表しているとのことだが、ハンドブック配布後に各市町村の受診率は向上したのか。 | 今後検討 | ハンドブックは平成31年4月に第2版を公表しているため、配布後の各市町村における受診率の動向については、今後確認する。 | | ・市町村のがん検診の実施状況については、「地域保健・健康増進事業報告」が例年3月頃に公表されるが、令和元年度(平成31年度)分の公表については、予定より公表が遅れる見込みとなっている。 |
| 20 | 印南委員 | II-3-1 | 指標2(薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業の対象者の再犯率)の達成状況 | 「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業の対象者の再犯率」(指標2)について、目標値は、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者等に限定しない平成29年の全国の覚醒剤事犯における再犯者率を記載しているのに対し、実績値は事業の対象である、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者等に限定した再犯率であるため、両者を比較して、達成状況を比較することは適切ではなく、達成状況は判定不能となるのではないかと。 | 対応 一部今後検討 | ご指摘を踏まえ、指標2の判定結果を「○」から「-」に修正した。また、令和2年度以降は、測定指標を見直すこととしている。 | 対応 | ・ 令和元年度が事業開始初年度であったため、覚醒剤事犯での最新の再犯者率をメルクマールに目標値を設定したが、目標値と実績値の比較を行うことが適切ではないという問題点があった。 ・ そのため、令和2年第5次薬物乱用防止5か年戦略フォローアップにおける指標(定着率95%)を参考として、当該事業参加者の継続的な支援実施率を指標とし、目標値を95%を上回る割合に設定した。 |

労働・子育てWG

| | | | | | | | | |
|----------|------|-------|---|--|------|---|--------|---|
| 21 | 岩佐委員 | Ⅲ-3-2 | 指標1(医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合) | 「医療リハビリテーションセンターの退院患者割合」(指標1)に関して、病院側の都合等により退院せざるを得ないケースも、退院患者割合には含まれてしまうので、医療リハビリテーションセンターの利用者の声を聞ける仕組みがあるといえるのではないか。 | 今後検討 | 医療リハビリセンター利用者の満足度を測る方法としては、アンケート調査を実施すること等が考えられるが、これを指標とすかどうかについては、今後検討することとする。 | 引き続き検討 | ご指摘を踏まえ、医療リハビリテーションセンター利用者の声を聞くためのアンケート等について、令和3年度中に試験的な導入をし、質問項目・対象範囲・適正な水準等について検討を行う。 また、同アンケートの試験的な導入結果を踏まえ、今後、指標化する上での課題等についても検討を行う。 |
| 22 | 石田委員 | Ⅲ-3-2 | 指標3(未払賃金立替払についての処理期間) | 達成目標1の指標3として、未払賃金立替払に関する指標が設定されているが、達成目標1の指標として設定されていることについて、違和感がある。目標の置き方について工夫すべき。また、予算額の大きい事業を評価対象としているが、今後はより適正な評価のために目標に見合った事業を選ぶ工夫をして項目(指標)を増やしてほしい。 | 今後検討 | ・ 現行の指標3について、令和3年度の事前分析表から、どの達成目標に分類するか見直しを検討する。 ・ また、目標に見合った新たな指標設定については、今後検討することとする。 | 対応 | 未払賃金立替払に関する指標は、目標2, 3に分類されるべき指標ではなく、目標に見合った指標設定ができないため、当該指標は削除する。 |
| 23 | 皆川委員 | Ⅲ-3-2 | 指標3(未払賃金立替払についての処理期間) | 未払賃金立替払は被災された方に限ったものではないので、施策目標である「被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」との関連で、指標3がここにあることが収まりがいいのかどうか。今後検討してほしい。 | | | 引き続き検討 | 引き続き適正な評価のために目標に見合った事業を掲載することとしたい。 |
| 24 | 岩佐委員 | Ⅲ-3-2 | 指標4(労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査結果) | 労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査結果(指標4)について、アンケート調査の母数を記載すべきである。 | 対応 | ご指摘を踏まえ、実績評価書に、母数であるアンケート調査の総回答数(設問数38)と、有用である旨の回答数を追記した。 | | |
| 25 | 玄田委員 | Ⅲ-3-2 | 効率性の評価について | 効率性の評価欄について、各種指標の達成状況を踏まえ、当該指標に関連する予算が今後も必要不可欠なものなのか、今後は効率化できるものなのかといった費用対効果の観点からの記載が不十分である。 | 対応 | ご指摘を踏まえ、効率性の評価欄の指標2～指標6に関する記載として、費用対効果の関係を追記したが、施策の費用対効果に関する分析方法についても、引き続き検討する。 | | |
| 26 | 石田委員 | Ⅳ-2-1 | 指標1(不本意非正規雇用労働者の割合)の関連 | 指標1に記載されている不本意非正規雇用労働者については、年齢や雇用形態別に効果的な施策が異なると思われるため、年齢・雇用形態別の実態等を踏まえた施策のあり方を検討すべき。 | 今後検討 | 年齢・雇用形態別のデータも踏まえ、関係部署とも連携の上、必要な対策を講じていく。 | 対応 | 不本意非正規雇用については、年齢別で見ると25～35歳の割合が最も高くなっている。また、雇用形態別で見ると派遣社員や契約社員の割合が高くなっている。それを踏まえ、今後とも関係部署とも連携の上、必要な対策を講じていく。 |
| 27 28 | 玄田委員 | Ⅳ-2-1 | 指標全体に共通する事項 | 指標4のように、平成27年度以降毎年度ほぼ100%に近い実績値であり、達成目標2の進捗状況を測定する指標として続ける意義が低いため、新たな指標の設定を行うべき。 | 対応 | ご指摘を踏まえ、指標4については、平成27年度以降、毎年度概ね100%近い水準を維持していることから、指標としての役割を終えたと判断し、令和2年度事前分析表において新たな指標を設定した。⇒No.29, No.36参照 | | |
| | | | | | 今後検討 | ご指摘のようなケースについては、他の施策目標にも当てはまるため、令和3年度事前分析表の記載要領において明記することを検討する。 | 対応 | 他施策についても同様に、複数年度にわたり、上限値近辺を推移し、施策の進捗状況を測定する指標としての意義が低くなっているものについては、新たな指標を設定するよう、記載要領に明記することとした。 |
| 29 | 石田委員 | Ⅳ-2-1 | 指標4(パートタイム労働法に基づき、事業主に対し労働局が実施した行政指導の是正割合(年内))の関連 | ・ 同一労働同一賃金の制度により、短時間・有期雇用労働者の均等・均衡待遇がどの程度確保・推進されたのかを明確にすべき。 ・ そのため、行政指導の是正割合といっても、同一労働同一賃金の制度の施行前後の違いが分かるような指標とすべき。 | 対応 | 令和2年度事前分析表では、指標4に代わる新たな指標として、「パートタイム・有期雇用労働法(中小企業はパートタイム労働法)に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)」を設定した。 | | |
| 30 | 石田委員 | Ⅳ-2-1 | 同一労働同一賃金に関する指標の設定 | パートタイム・有期雇用労働法に基づく均等・均衡待遇規定(いわゆる同一労働同一賃金)にかかる指標についての検討状況如何。 | 対応 | 令和2年度事前分析表において、以下の2つの指標を設定した。 ① パートタイム・有期雇用労働法(中小企業はパートタイム労働法)に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内) ② 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合 | | |
| 31 | 皆川委員 | Ⅳ-2-1 | 指標5(短時間正社員制度を導入している事業所の割合) | 短時間正社員制度を導入している事業所の割合(指標5)が増えない要因について、労働市場や日本の雇用システムに関連して、どのように把握しているか。 | | ・ 要因としては、短時間正社員制度導入における具体的なノウハウやメリットについて、理解が進んでいないこと等が考えられる。 ・ 短時間正社員制度が労働者一人ひとりのライフスタイル、ライフステージに応じて活躍できる制度であり、優秀な人材の確保・定着の実現に有効な制度であることについて、引き続き、企業の理解を促すこととする。 | | |

| | | | | | | | | |
|----|--------------|--------|---|---|------|--|--------|---|
| 32 | 皆川委員 | IV-2-1 | 指標4と指標5の関係性 | 指標4と指標5の関係について、均等・均衡待遇を進めることで、短時間正社員等に転換せずとも、短時間労働者や有期雇用労働者という非正規雇用労働者のままでよいと思う者が増えると思われる、両者は二律背反な面もある。労働政策全体としての整合性をどのように図っていくと考えるか。 | | ・ 短時間正社員制度については、ご指摘のように非正規雇用のままで就労を希望する者を無理に正社員化する趣旨の制度ではなく、あくまで働き方の選択肢の一つとして企業に導入を促しているものである。 ・ このため、短時間労働者や有期雇用労働者だけでなく、フルタイムで就労する正規雇用労働者も制度の対象としており、様々な事情でフルタイム就労が困難となった場合にも、非正規雇用労働者に転換する以外の選択肢として短時間正社員制度の利用も検討頂けるよう、制度を導入する企業の増加に取り組むこととする。 | | |
| 33 | 石田委員 | IV-2-1 | 指標6(キャリアアップ助成金における有期実習型訓練終了後の正規雇用労働者となった者の割合) | 正規雇用に転換することが難しい者の割合が高くなったため目標を達成できなかったとのことだが、本人の希望に合致する職種がないなど、転換が困難な実態が明らかになっているのであれば、別の施策を検討することも必要である。 | 今後検討 | 当該指標の目標を達成できるよう取り組むとともに、引き続き、転換が困難な実態について把握に努め、他の施策についても様々な観点から今後検討していく。 | 今後検討 | 当該指標の目標を達成できるよう取り組むとともに、引き続き、転換が困難な実態について把握に努め、他の施策についても様々な観点から今後検討していく。 |
| 34 | 玄田委員 | IV-2-1 | 施策目標全体について(就職氷河期対策の観点から) | ・ 本施策目標に関係すると思われる、就職氷河期世代への支援関係の記載がなされていない。 ・ 2019年からの3年間の集中的な取組により、同世代の正規雇用者を30万人増やすことを目指すとしており、そのためのツールとして、キャリアアップ助成金がとりわけ有効であると考え。 ・ 同助成金による支援が就職氷河期世代に届くよう、年齢別・雇用形態別に分析することが必要であり、そのような分析について検討すると聞いているが、その後の進捗状況はどうか。 | 今後検討 | キャリアアップ助成金(正社員化コース)の支給対象については、従来より集計していた雇用形態別(正規雇用労働者・多様な正社員・無期雇用労働者)の内訳に加えて、令和元年度後半より年齢別の内訳の集計を始めたところであり、それを基に、本助成金における対象者の傾向の分析を行う予定である。 | 対応 | ・ 令和3年度の事前分析表において、キャリアアップ助成金により正社員転換した就職氷河期世代の人数について目標値を定めるなど、就職氷河期世代への支援関係の記載を予定しており、それをもとに分析を行う。 ・ キャリアアップ助成金(正社員化コース)の支給対象については、年齢別・雇用形態別の内訳の集計を始めており、それを基に分析を行っている。 |
| 35 | 玄田委員 | IV-4-1 | 指標2(あっせん手続き終了件数に占める処理期間2か月以内のもの割合)の関連 | ・ 指標2の令和元年度実績値が目標値を下回った要因として、日程調整に時間を要した旨が記載されているが、単に日程調整だけでは済まない構造的な問題が存在する可能性もあると思うので、その背景をもう少し詳しく分析する必要がある。 ・ 仮に事業主の多忙さがあっせんを難しくする要因ならば、今後はオンラインを活用した、あっせん手続き等の推進を進めていく必要があると考える。 ・ 本施策目標の次期実績評価の際には、オンラインの活用についても検討を進めてほしい。 | 今後検討 | ・ あっせんにおけるオンライン活用等については、現在でも、紛争当事者の意向やあっせん会場までの距離等を踏まえ、紛争当事者が最寄りの労働基準監督署に来庁の上、テレビ会議方式で行うほか、出張方式でも実施している。 ・ あっせん等におけるオンラインの活用については、テレビ会議システムによるあっせんの実施状況、紛争調整委員等の関係者の意向、情報漏洩の対策等を踏まえつつ、今後検討することとする。 | 引き続き検討 | あっせん等におけるオンラインの活用については、テレビ会議システムによるあっせんの実施状況、紛争調整委員等の関係者の意向、情報漏洩の対策等を踏まえつつ、引き続き、検討することとする。 |
| 36 | 石田委員 岩佐委員 | V-1-1 | 達成目標2(労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること)の指標 | ・ アウトプットについては、指標4及び指標6のような周知・啓発関係の内容に関する指標に止まっており、アウトカムについては、指標5及び指標7のようにアンケート等の理解度調査に関する指標となっているが、理解が深まることと、労働者派遣事業や職業紹介事業が適正に行われているかは別のことではないか。 ・ 例えば、是正指導後の改善割合のように行政指導に関する指標など、事業が適正に行われているかの実情をより直接的に測定できる指標が必要である。 | 今後検討 | 指標5及び指標7については、毎年度概ね100%近い水準を維持していることから、指標としての役割を終えたと判断し、今後は新たな指標の設定を検討する。 | 対応 | <指標5について> ・ 現行の指標については、派遣元事業主や派遣先、派遣労働者等からの個別相談に対する理解度調査を指標としていたところである。しかしながら、相談による内容を理解できたからといって、直ちに相談者が抱える問題解決に直結するものではなく、相談者の問題解決に至らなければ、労働者派遣事業等の適正な運用には繋がらないものである。 ・ そのため、令和3年以降については新たな指標として「派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至ったかのアンケート調査を実施し、「問題の解決に至った」と回答した割合8割以上」を指標とする。 |
| 37 | 岩佐委員 玄田委員 | V-1-1 | アンケート調査等の結果の標記について | 以下の指標について、母数となるアンケート対象者数を記載すべき。 指標5：派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などの理解度に関するアンケート調査結果 指標7：求人情報提供事業を行う者等へのガイドラインの周知・啓発セミナー受講者の理解後に関するアンケート調査結果 指標9：民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業の利用者に対するアンケート調査結果) | 対応 | ご指摘を踏まえ、実績評価書のうち、指標5、指標7及び指標9に関する部分に、母数となるアンケート対象者数と、理解が深まったor内容を理解したとの回答をした者の数を追記した。 | | |

| | | | | | | | | |
|----|--------------|--------|---|--|------|---|--------|--|
| 38 | 玄田委員 | V-1-1 | 指標全体に共通する事項 (No.27、No.28と同趣旨) | <p>指標5、指標7及び指標9については、実績値が記載されている年度の全てにおいて、概ね100%に近い実績値であり、達成目標（ひいては施策目標）の進捗状況を測定する指標として続ける意義が低いため、新たな指標の設定を行うべき。</p> <p>指標5：派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際になどの理解度に関するアンケート調査結果</p> <p>指標7：求人情報提供事業を行う者等へのガイドラインの周知・啓発セミナー受講者の理解後に関するアンケート調査結果</p> <p>指標9：民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業の利用者に対するアンケート調査結果)</p> | 今後検討 | ご指摘を踏まえ、現行の指標5、指標7及び指標9に代わる新たな指標について、今後検討することとする。 | 対応 | <p><指標5について> 現行の指標に変わる新たな指標として、「派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至ったかのアンケート調査を実施し、「問題の解決に至った」と回答した割合8割以上」を指標とする。</p> <p><指標7について> 現行の指標に変わる新たな指標として、「求人情報提供ガイドラインに係る求人モニタリングの結果、啓発の対象となった求人メディア等のうち、啓発後に改善されたことが確認できた割合8割以上」を設定することを予定している。</p> <p><指標9について> 3施設キャリアコン・セミナー事業は、セミナーやキャリア・コンサルティングを通して対象者の意識啓発等を行うことが目的であるため、より多くの対象者を支援できるよう、令和3年度よりキャリアコンサルティングや求職者向けセミナー等の支援対象者数を指標とすることとする。</p> |
| 39 | 石田委員 | V-1-1 | 派遣労働者に関する均等・均衡待遇確保（同一労働同一賃金）に関する指標の設定 | 派遣労働者についての同一労働・同一賃金の規定については、令和2年4月から施行されていることから、これに関する指標を設定するべき。 | 対応 | <p>令和2年度事前分析表(IV-2-1)に係る指標として、以下を新たに設定した。</p> <p>【施策目標 IV-2-1】 非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること</p> <p>【達成目標2】 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保、正社員転換を実現する</p> <p>【指標6】 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合(アウトカム)</p> | 対応 | |
| 40 | 石田委員 | V-1-1 | 達成目標3について | 成果連動型の民間委託により、就職氷河期世代への教育訓練等を行う事業に関して、新たな指標として「当該事業の支援対象者のうち、期間の定めのない雇用での就職率」を設定予定とのことだが、人手不足の状況の中で、本人の希望も踏まえながら丁寧な支援が必要となるので、就職率だけではなくマッチングの観点からの要素を含んだ指標の設定を検討してほしい。 | 今後検討 | ご指摘を踏まえ、就職率以外の新たな指標の設定について、今後検討することとする。 | 引き続き検討 | 令和2年度が事業開始年度であるため、新型コロナウイルス感染症の影響等に留意し、通年の実績等について十分に分析等したうえで、適切な指標を設定することとする。 |
| 41 | 玄田委員 | V-1-1 | ハローワークのマッチング時における在宅勤務、テレワーク等に関する情報提供の推進について | 在宅勤務やテレワークに関する情報を求人登録の際に情報収集し、求職者が容易に情報収集できるようにすることは、雇用形態に限らず、今後の求人拡大、ミスマッチの解消に資するものとなる。そのため、ハローワークにおける求人情報の収集や求職者への情報提供の方法について、検討すべき。 | 今後検討 | ハローワークにおける求人情報の収集や求職者への情報提供の方法を今後検討することとする。 | 引き続き検討 | 在宅勤務も可能とする求人について、その旨求人票に明記のうえ受理しているところ。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、求職者が求人検索条件として選択できることである。在宅勤務等に関する求人情報の提供について、引き続き検討することとする。 |
| 42 | 岩佐委員 玄田委員 | VI-2-2 | 達成目標1について | <ul style="list-style-type: none"> 若年無業者のうち、ひきこもり状態等にある方に、サポステのサポートがどのように届いているのか、相談したいと思っている方(ニーズ)に対して、どの程度応えられているのか サポステの相談件数の内実の変化や相談体制に着目した指標の設定を検討すべき。 | 今後検討 | ご指摘を踏まえ、どのような指標がありうるかを今後検討する。 | 対応 | 令和2年度事前分析表において、「地域若者サポートステーション事業の支援を受けた者に対して行う満足度調査」の結果を測定指標に追加し、サポステ利用者のニーズへの対応について測定している。 |
| 43 | 石田委員 皆川委員 | VI-2-2 | 指標2について | <ul style="list-style-type: none"> 指標2（地域若者サポートステーションにおける就職等率）について、平成30年度より算定方法を変更している。 具体的には、雇用保険被保険者としての就職に加えて、雇用保険被保険者就職に向け着実にステップを踏んでいると考え得る、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価するとされている。 そこで、実際に雇用保険被保険者就職に結び付いていることを示すエビデンスを示してほしい。 | 今後検討 | 現状、サポステの集計システムについては、訓練から雇用保険被保険者就職への移行状況等の「利用者個人の状況」を集計できる形になっていないため、集計可能となるシステム改修を今後検討する。 | 対応 | 訓練から雇用保険被保険者就職への移行状況等を集計するためのシステム改修について既に着手。具体的な集計方法をシステム業者と調整している(数ヶ月程度で改修できる見込み)。 |

| | | | | | | | | |
|----|----------------------|---------|-----------------------------|---|------|--|--------|--|
| 44 | 石田委員 岩佐委員 | VII-1-2 | 指標1及び指標2について | 「乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合」(指標1)及び「養育支援訪問事業の実施市町村割合」(指標2)について、単に当該サービスを実施している市町村割合だけでなく、どのような支援が必要とされ、ニーズに対してどのような支援を実施できたのか(ニーズの充足状況)を示す指標を設定すべき。 | 今後検討 | ご指摘を踏まえ、新たな指標の設定を検討することとする。 | 引き続き検討 | ご指摘を踏まえ、引き続き新たな指標の設定を検討することとする。 |
| 45 | 石田委員 玄田委員 | VII-1-2 | 指標5の目標未達要因の分析結果について | 「一時預かり事業の利用児童数」(指標5)について、目標値に未達となった要因として、「目標値に潜在的ニーズを含めてしまっていたこと」と記載しているが、「量の見込み」の算出の際には、潜在的ニーズを含めるよう記載されていることに矛盾するため、未達要因とはならないのではないか。 | 対応 | 指標5が目標値に未達となった要因について再検討を行い、実績評価書について「潜在的ニーズが結果として利用に結びつかなかったこと」と記載を修正した。 | | |
| 46 | 石田委員 | VII-1-2 | 放課後児童クラブに係る指標について | 放課後児童クラブの登録児童数(指標7)は目標値を上回っているとのことだが、待機児童は解消されていないため、待機児童数を指標として追加すべき。 | 対応 | ご指摘を踏まえて、放課後児童クラブの待機児童数に関する指標を設定することとする。 | | |
| 47 | 石田委員 | VII-1-2 | 放課後児童クラブに係る指標について | また、放課後児童クラブの質を評価する指標についても設定すべき。 | 今後検討 | 放課後児童クラブの質の評価に関する指標については、どのような指標が適切かを含めて、今後検討することとする。 | 引き続き検討 | ご指摘を踏まえて、放課後児童クラブの待機児童数に関する指標を設定することとする。放課後児童クラブの質の評価に関する指標については、どのような指標が適切かを含めて、引き続き検討する。 |
| 48 | 石田委員 岩佐委員 皆川委員 | VII-1-2 | 指標8及び指標9について | <ul style="list-style-type: none"> 「ショートステイ事業の実施設利用者数」(指標8)及び「トワイライトステイ事業の実施設利用者数」(指標9)について、目標値に未達となった要因として、「実施主体である市町村において、事業の対象となる家庭がなかった」と記載しているが、事前に必要量を見込んだ上で目標値を設定しているのではないのか。 本来はニーズがあるが、それを掘り起こせていないのか、そもそもニーズ自体がないのか。 ニーズには地域差等もあると思われるので、実績を踏まえニーズの捉え直しが必要ではないか。 また、突発的に生じるニーズや本人も気がついていないが潜在的には存在するニーズを事業の利用につなげる工夫が必要である。 | 対応 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村の見込みは、令和元年度末延べ30万人から令和6年度末延べ20万人に減少していることから、目標設定時と比較し、対象世帯が減少していることが考えられる中、ご指摘のとおり潜在的ニーズを事業の利用に繋げる工夫は必要と考える。 市町村におけるSNSによる情報発信や家庭訪問など、アウトリーチ型の好事例を収集し、横展開を図る等工夫してまいりたい。 | | |
| 49 | 岩佐委員 | VII-1-2 | 新型コロナウイルス感染症の各種訪問事業への影響について | 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種の訪問事業が困難になっているが、一方でこのような状況だからこそ支援の必要性が高まっている現状があるため、どういった点を工夫しているかについて今後示してほしい。 | 対応 | <p>令和2年度事前分析表において、本施策目標に関連する新型コロナウイルス感染症対策について以下のような記載をした。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策関連の記載内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市区町村が事業所等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などに必要となる費用について財政支援を行う。 小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料の減免を行った場合に生じる費用について財政支援を行う。 小学校の臨時休業等に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に追加で生じる費用等について財政支援を行う。 | | |
| 50 | 石田委員 | VII-4-1 | 指標1について | <ul style="list-style-type: none"> 達成目標1(ひとり親家庭に必要な支援につなげる)の進捗状況を測定する指標として、「母子・父子自立支援員の相談件数」(指標1)を設定しているが、実績と比較して目標が過大であったとの評価である。 そもそも相談件数ありきでなく、好事例の展開という観点に着目した指標としてはどうか。 | 今後検討 | ご指摘を踏まえ、適切な指標を設定するよう検討していく。 | 引き続き検討 | 令和元年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、 <u>ひとり親家庭に対する支援施策についての指標が設定されており、当該指標の改善に向けた重点施策を着実に実施していくこととしている。</u> <u>次期目標に向けた施策及び測定指標の見直しに当たっては、同大綱の内容を踏まえ、妥当な水準となっているかなど留意しながら、引き続き検討してまいりたい。</u> |
| 51 | 石田委員 岩佐委員 | VII-4-1 | 指標2及び指標3について | 指標2・3に示す、日常生活支援や生活・学習支援への潜在的なニーズは高いと思われるが、相談に行くひとり親の方に、どのような支援メニューがあるのかを示すことが重要であり、行政と民間団体等をあわせた相談体制を示す指標を設定してはどうか。 | 今後検討 | ご指摘を踏まえ、適切な指標を設定するよう検討していく。 | 引き続き検討 | 令和元年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、 <u>ひとり親家庭に対する支援施策についての指標が設定されており、当該指標の改善に向けた重点施策を着実に実施していくこととしている。</u> <u>次期目標に向けた施策及び測定指標の見直しに当たっては、現行の目標設定にとらわれず、同大綱の内容を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。</u> |

| | | | | | | | |
|----|------|---------|----------------|--|------|---|---|
| 52 | 石田委員 | VII-4-1 | 指標6の目標未達要因について | <ul style="list-style-type: none"> 「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の年間利用者数」（指標6）が目標値未達となった要因として、「ひとり親家庭の子どもの中学校卒業後の進学率が95.9%（平成28年11月1日現在）となり高校進学率が高水準の中で高等学校卒業程度認定試験の受検を希望するひとり親の人数に比して5,000人という目標値がそもそも過大であったと考えられる」と記載している ひとり親課程の子どもの進学率と、ひとり親で学び直しを希望する者との因果関係が不明である。ひとり親家庭の中学校卒業後の進学率ではなく、ひとり親家庭の親の高等学校卒業割合を記載すべきではないか。 | 対応 | <p>指標6が目標値に未達となった要因について再検討を行い、実績評価書の記載を修正した。</p> <p>（修正後の目標未達要因の記載） 高校への進学率が97%を超える高水準の中で、高等学校卒業程度認定試験の受検を希望するひとり親の人数に比して5,000人という目標値がそもそも過大であったと考えられることに加え、受講修了時給付金の費用の20%に留まり認定試験に合格しなければ給付金の多くが受けられないことにより受講を躊躇していたひとり親がいた可能性があると考えられる。</p> | |
| 53 | 皆川委員 | VII-4-1 | 目標や指標の設定全般について | <p>目標や指標の設定について、当初想定していたことと違う場合には、その要因を分析するとともに、現実即した目標・指標に変更すべきである。また、目標設定のプロセス自体も今後見直す必要がある。</p> | 今後検討 | <p>ご指摘を踏まえ、適切な指標を設定するよう検討していく。</p> | <p>引き続き検討</p> <p>令和元年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、<u>ひとり親家庭に対する支援施策についての指標が設定されており、当該指標の改善に向けた重点施策を着実に実施していくこととしている。</u></p> <p>次期目標に向けた施策及び測定指標の見直しに当たっては、<u>同大綱の内容を踏まえ、実態に即した目標設定となるよう、引き続き検討してまいります。</u></p> |
| 54 | 玄田委員 | VII-4-1 | 効率性の評価について | <ul style="list-style-type: none"> 効率性の評価の記載について、各種指標の達成状況は未達成にも関わらず、効率的な運用がなされているとは評価できない。 必要な経費を支出しているが、目標は未達成なので効率的な運用ではない、という評価とならざるを得ないのではないか。 | 対応 | <p>ご指摘を踏まえ、実績評価書の効率性の評価に関する記載を以下のように修正した。</p> <p>（修正後の記載） ・指標1～指標8まではいずれも母子家庭等対策総合支援事業により取り組んでいるものであるが、同事業は、各地方公共団体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金により実施しているところ、執行率は90%を上回っており、各種事業を実施するための必要な費用の支出は行っている。</p> <p>・一方で、<u>指標7を除いた指標の達成状況はいずれも未達成となったことから、効率性の観点から、費用に見合ったアウトプットやアウトカムという成果目標を達成できるよう改善の必要がある。</u></p> | |

福祉・年金WG

| | | | | | | | |
|----|--------------|--------|----------------------|--|----|--|--|
| 55 | 菊池委員 山田委員 | IX-1-1 | 指標1及び指標7の目標未達の要因について | <p>政策評価を実施する意義に鑑み、目標未達となった指標1及び指標7について、その要因を評価書に記載すべき。</p> <p>指標1：福祉施設入所者の地域生活への移行者数</p> <p>指標7：就労移行支援の利用者数</p> | 対応 | <p>ご指摘を踏まえ、実績評価書に、指標1及び指標7について、目標未達となった要因を以下のように記載した。</p> <p>（指標1：福祉施設入所者の地域生活への移行者数） 福祉施設入所者の地域生活への移行者数（指標1）については、令和2年度の目標達成が困難な状況にある。 <u>この要因としては、入所施設から地域生活への移行を進めてきた結果、入所に占める重度障害者の割合が年々高まっていること、また、地域において手厚い支援が必要となる重度障害者の受入体制の整備が十分に進んでいないことから、過去の地域移行実績値と同程度の水準とした目標値を達成することが困難な状況となっていると考えられる。</u></p> <p>（指標7：就労移行支援の利用者数） 就労移行支援の利用者数（指標7）については、令和2年度の目標達成が困難な状況にある。 <u>この要因としては、平成30年度以降、就労移行支援事業所数が減少していることや、平成30年4月の障害者雇用率引き上げにより、企業における障害者の採用意欲が高まり、就労移行支援事業所の利用を終ずに企業に就職する障害者が増えたため、就労移行支援事業所の利用者数が伸び悩んだことなどが考えられる。</u></p> | |
| 56 | 菊池委員 山田委員 | IX-1-1 | 総合判定結果について | <p>総合判定について、主要な指標のうち2つ（指標1及び指標7）の達成状況が未達となっているため、「B（達成に向けて進展あり）」という評価は再検討を行うべき。</p> <p>指標1：福祉施設入所者の地域生活への移行者数</p> <p>指標7：就労移行支援の利用者数</p> | 対応 | <ul style="list-style-type: none"> 総合判定について再検討を行った結果、達成項目が「(×)」となった指標1及び指標7については、上記「有効性の評価」に記載したとおり、目標に向かっていないわけではなく、施設入所者に占める重度障害者の割合が高まっていることや、障害者雇用率の引き上げ等の外部要因も背景にあると考えている。 ただし、現行の取組の継続では、目標達成には相当な期間を要すると考えられる。 当該施策目標は、指標12個全てを主要な指標として判断し評価を行っているが、評価を行うことができた7項目のうち「(○)」が3項目、「(△)」が2項目であることなども総合的に勘案し、目標達成に向けて一定程度の進展があったと認められることから、目標達成度合いの測定結果を③(相当程度進展あり)から④(進展が大きくない)に見直した。 | |

| | | | | | | | | |
|----|--------------|---------|----------------------------|--|------|--|--------|--|
| 57 | 岩崎委員 菊池委員 | IX-1-1 | 達成目標の設定について | 障害サービスが多様化する中で、より丁寧な評価を可能とするため、達成目標の立て方（特に達成目標1における生活支援と就労支援）や施策目標や達成目標の立て方を検討すべき。 | 今後検討 | ご指摘を踏まえ、達成目標の立て方については令和3年度事前分析表の作成時に、施策目標の立て方については令和4年度を始期とする「厚生労働省における政策評価に関する基本方針(第5期)」の策定時に検討する。 | 対応困難 | 障害者支援は個々の障害者の状況やニーズに応じて、生活支援や就労支援などの必要なサービスを提供することで総合的に支援するものであり、障害者福祉施策の計画を一体的に定めている障害福祉計画の基本指針に従って目標設定していることから、切り離して目標を立てることは困難。 |
| 58 | 岩崎委員 | IX-1-1 | 障害福祉分野の人材に関する指標の設定 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材に関する施策目標の中で、高齢者の介護人材に関する指標しか設定されていなかったため、障害福祉分野の人材の確保・育成について指標を設定し、評価すべきであると以前の会議で意見した。 上記に関する検討状況如何。 | 今後検討 | 福祉人材に関する施策目標はⅧ-2-1であり、(令和2年9月開催のWGで議論の対象となった)IX-1-1ではなく、Ⅷ-2-1において検討すべきものである。 | 対応 | 意見を受け、福祉人材に関する施策目標を扱うⅧ-2-1において、障害福祉分野の人材の確保・育成について指標を設定した。 |
| 59 | 菊池委員 | IX-1-1 | 障害児支援の提供体制に係る指標10～指標12について | <p>平成30年度を始期とする第1期障害児福祉計画に係る指標10～指標12の平成27年度～平成29年度の実績値が「-」となっているが、これらの施設又はサービスは平成30年度以前から存在していたため、実績値だけは示すべき。</p> <p>指標10：児童発達支援センターを設置している自治体数</p> <p>指標11：保育所等訪問支援を利用できる体制を構築している自治体数</p> <p>指標12：重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置している自治体数</p> | 対応 | ご指摘を踏まえ、平成29年度以前は、障害児福祉計画策定前であり、設置自治体数の把握ができていないため、参考数値として事業所数を実績評価書に記載した。 | | |
| 60 | 藤森委員 | X I-1-2 | 指標2の達成状況の判定結果について | 「老人クラブの活動実績事業数」（指標2）について、毎年度において前年度以上の実績を目指すとしながら、減少傾向が続いている中で、概ね達成という評価は妥当か。 | 対応 | ご指摘を踏まえ、毎年度における目標値が前年度以上としている中で、平成27年度以降減少傾向が続いていることから、実績評価書の評価結果を「概ね達成」から「未達成」に修正した。 | | |
| 61 | 平野委員 | X I-1-2 | 指標3について | 「個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数」(指標3)について、市区町村主催分と地域包括支援センター主催分の合計値を記載するだけでなく、日常生活圏域における開催割合を示す指標を設定すべき。 | 対応 | ご指摘を踏まえ、実績評価書に日常生活圏域あたりの平均実施回数を記載した。 | | |
| 62 | 山田委員 | X I-1-2 | 指標5について | <ul style="list-style-type: none"> 「介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス及びその他生活支援サービスを実施している事業所数」(指標5)の示し方に工夫が必要。 具体的には、多様な生活支援サービスが利用できる体制整備の状況を示す観点から、全数の表記だけでなく、主要な機能や今後推進していくべきサービス提供を行う事業所という観点から内訳を記載すべき。 | 対応 | <p>ご指摘を踏まえ、実績評価書に以下のように指標5の内訳を追記した。</p> <p>【指標5の標記方法】</p> <p>全事業所数 (内訳1)訪問型サービス事業所数 (内訳2)通所型サービス事業所数 (内訳3)生活支援サービス事業所数</p> | | |
| 63 | 山田委員 | X I-1-2 | 指標7について | <ul style="list-style-type: none"> 「低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制」(指標7)については、減少させることを目標としているにもかかわらず、目標値が基準値よりも上昇している。 これは後期高齢者数の増加を踏まえた目標値の設定のためであると考えられるが、75歳以上を分けて標記しないと、下げるべき数値が上昇しているにもかかわらず、達成状況として「○」となる理由が分かりにくい。 | 対応 | <p>ご指摘を踏まえ、実績評価書において指標6及び指標7ともに、内訳として、75歳以上の実績値も参考値としてあわせて追記した。</p> <p>指標6：日常生活における歩数の増加 指標7：低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制</p> | | |
| 64 | 平野委員 | X I-1-2 | 施策及び測定指標の見直しについて | 本施策目標に係る測定指標として設定されているものの多くは、地域支援事業により実施されているが、同事業には複数のメニューが含まれるため、インプットとアウトプット・アウトカムとの関係性が明確でない。本施策目標の政策評価を行う前提として、これらの関係性を明らかにすべき。 | 今後検討 | 地域支援事業を含め、本施策目標に係るインプットとアウトプット・アウトカムの関係性の明確化の具体的な方法について、今後検討する | 引き続き検討 | 介護予防・生活支援サービス等に係るインプットとアウトプットの関係性を明確化にすることを検討する。 |
| 65 | 山田委員 | X I-1-2 | 施策及び測定指標の見直しについて | 本施策目標は市町村間で、財政状況、高齢化の進展度合い、地域コミュニティの状況等にばらつきがあることが考えられるため、施策目標達成に向け、市町村間のばらつきをモニターする指標の設定を検討すべき。 | 今後検討 | 本施策目標の背景・課題として、施策の実施主体となる市町村間で、高齢化の進展度合い等にばらつきがあることを踏まえた参考指標の設定について検討する。 | 引き続き検討 | 地域ケア会議の開催について、地域ごとの受給者数のばらつきを踏まえた評価の在り方を検討する。 |

| | | | | | | | | |
|----|----------------------|----------|------------------------------|---|------|--|--------|--|
| 66 | 山田委員 | X I-1-2 | 施策及び測定指標の見直しについて | 達成目標2について、フレイルの構成要素には、精神・心理的要素や社会的要素もあるが、例えば、孤立や閉じこもりについての指標の設定を検討すべき。 (達成目標2) 適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防することで、介護保険サービス利用者の増加を抑制すること | 今後検討 | 達成目標2に係る指標として、フレイルの構成要素としては、現在測定指標が設定されている、身体的要因以外にも精神・心理的要因や社会的要因もあることから、これらについても指標の設定について検討する。 | 引き続き検討 | フレイルの構成要素となる精神・心理的要因や社会的要因については、フレイルに関する研究の結果等を踏まえながら、指標化の可否も含めて、今後検討する。 |
| 67 | 平野委員 | X II-1-2 | 指標1について | ・「水道分野の国際協力検討事業及び水道プロジェクト計画作成指導事業の実施数」(指標1)について、実績値欄に記載されている件数が、継続的に実施されている件数なのか、新規件数なのか分からない。 ・そのため、指標としてもう少し丁寧な記載が必要。例えば、支援対象国において、利用者がどれくらい計画上想定されているかなど、途上国への貢献が見えるような指標の設定を検討すべき。 | 今後検討 | 次期指標においてどのような指標を設定できるかを検討することとし、効果的な指標を示すことが出来れば、令和2年度以降の事前分析表に反映させることとする。 | 対応 | 当該事業は、①取組対象エリアの規模が毎年異なる、②その効果は単年度で計れるものではない、ことから、途上国への貢献が見えるような効果的な指標を設定することは困難である。 そこで、当該2事業以外の要因も複合的に作用している指標ではあるが、無償、有償資金協力により、改善された給水サービスへのアクセスを可能にした実績を示す「給水裨益人口(10年間の平均値)」を参考指標として設定することとしたい。 |
| 68 | 藤森委員 | X II-1-2 | 指標2について | 「ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の提言に基づき取組を開始した国の割合」(指標2)について、会合の提言に基づき開始した取組の内容に各国で差異があるので、取組レベルをそろえて記載すべき。 | 対応 | 取組のレベルごとの記載が可能な令和元年度分について、実績評価書に内数として記載することとした。令和2年度以降の事前分析表においても同様の記載とする。 (内数標記) ①議論を開始した国:100% ②アクティビティの計画策定:60% ③政策草案の策定:50% ④アクティビティの実施:50% | | |
| 69 | 藤森委員 山田委員 | X II-1-2 | 指標7について | 「職業訓練等受講予定者に占める就職者の割合」(指標7)について、実績値の記載については100%を超えないよう集計方法を工夫するべき。 | 対応 | 令和2年度以降の実績値の集計の際には、「当該年度に職業訓練を受講し、一定期間以内(具体的期間は現在検討中)に就職・起業・待遇改善できた人数が、当該年度の職業訓練受講者の一定割合以上(具体的割合は現在検討中)となる。」とすることとした。 | 対応 | 有識者会議でいただいたご意見を踏まえ、実績値を算出する際の就職者数の集計方法について、集計対象期間を職業訓練実施時から1年以内とすることとし、指標を「職業訓練を通じて1年以内に就職等できた人数が職業訓練受講者の5割以上となる。」と修正することとした。 |
| 70 | 菊池委員 藤森委員 山田委員 | X II-1-2 | 指標8について | 「各種委員会、国別ワークショップ等への参加人数」(指標8)について、令和2年度以降の目標値の設定方法としてあらかじめ外生的要因を想定し目標値を下げることは不適切である。 | 対応 | 目標値の水準設定方法は従前の方法を維持し、外生的に要因が発生した場合には、当該年度の実績評価を行う際に適宜反映させることとした。 | | |
| 71 | 山田委員 | X IV-1-2 | 「有効性の評価」と「効率性の評価」の記載の整合性について | ・「効率性の評価」欄には、平成29年度以降は予算の執行率が低い状態が続いていた一方で、各達成目標に係る測定指標については目標を達成し、施策として有効に機能していると記載されている ・しかし、平成29年度以降に当初想定していた計画を見直しているのであれば、その点を記載しなければ、有効性の評価と効率性の評価の記載内容が矛盾することとなるのではないか。 | 対応 | ご指摘を踏まえ、実績評価書の「有効性の評価」欄に、平成29年度以降に当初想定していたスケジュールも含めた計画変更を行い、変更後の計画に基づく目標を達成していると評価できる旨を追記した。 | | |

令和2年3月開催(持ち回り)における回答への再意見

| | | | | | | | | |
|----|------|--------|---------------|---|--|--|------|---|
| 72 | 山田委員 | IV-3-1 | 達成目標1の測定指標の追加 | ・副業・兼業の推進に関して、そうした働き方をする方々の労災予防の観点から、労働時間(長時間労働)の実態・健康診断の受診率を測定指標として把握する必要があるとの意見を提出したところ。 ・これに対して、副業・兼業を行う理由や、働き方が多種多様であるため、多様な実態を踏まえた施策の在り方について検討がなされている状況にあり、一律の測定指標を設定することは困難であるとの回答であった。 ・しかし、労働時間の把握や健康診断の受診というのは、働き方にかかわらず一律に実施されるべきものであり、上記の回答はおかしいのではないか。 (参考) 施策目標IV-3-1の達成目標1 長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善を促進する | | | 対応困難 | 令和2年9月1日に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を大幅に改定し、副業・兼業の場合における労働時間管理・健康管理のルールを明確化したところ。 労働時間管理については、使用者は、労働者の他の使用者の事業場における労働時間を、労働者からの申告等により把握することとなるため、単一の事業場で労働する労働者と副業・兼業を行う労働者とは労働時間の管理方法に違いがあり、労働時間の実態について測定指標を設定することは困難である。 また、健康診断等の健康確保措置の実施対象者の選定に当たって、副業・兼業先における労働時間の通算をすることはされておらず、副業・兼業を行う労働者に係る健康診断の受診率について測定指標を設定することは困難である。 |
|----|------|--------|---------------|---|--|--|------|---|

| | | | | | | | |
|----|------|----------|---------------|--|--|--------|--|
| 73 | 山田委員 | IV-3-1 | 達成目標1の測定指標の追加 | <ul style="list-style-type: none"> 多様で柔軟な働き方の一つとして雇用的自営業者の増加も注目されることから、参考指標として自営業者の中の雇用的自営業者および伝統的自営業者の比率の推移や被用者保険の適用率等を含めた現状も把握すべきであるとの意見を提出したところ。 これにに対して、「フリーランスについては、政府において一元的に実態把握をしているところであり、こうした動きを踏まえつつ、雇用類似の働き方に関する更なる実態把握については、引き続き、検討していく」との回答であるにもかかわらず、回答区分が「対応困難」となっている。 回答区分として「対応困難」となっているが「引き続き検討」ではないのか。また、その検討状況如何。 | | 対応 | <p>「多様な就業形態に関する実態調査」は令和元年度の予算事業であり、単年度のものとなるため、継続的な調査の実施は困難。</p> <p>なお、フリーランスについては、昨年内閣官房において一元的にフリーランスの実態を把握するための調査を行い、これを踏まえ、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、今般内閣官房を中心に一覧性のあるガイドラインを策定したところ。</p> |
| 74 | 石田委員 | VII-2-1 | 達成目標3の測定指標9 | <ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組制度については社会的養育の選択肢の一つであり、「特別養子縁組制度の利用促進」を目標とするのは適切と言い難く、現在設定している指標以外の新たな指標の検討を行うべきとの意見を提出したところ。 これにに対して、「養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託による家庭的養育の推進等を図っており、特別養子縁組の利用促進を図ることも社会的養育の充実に向けて重要な要素である」との回答であった。 特別養子縁組の利用促進を図ることは社会的養育の充実に向け重要な要素であることは変わりないが、一方で、新しい社会養育ビジョンにも記載されているように、子どものニーズに応じた養育形態が選択されるべきである。 そのため、特別養子縁組だけでは解決できない課題もあるため、様々な手段を講じていると思われるので、それらについても測定指標を設定し、適切に評価をした上で政策の見直しに活かすべきである。 <p>【達成目標3】 里親・ファミリーホームへの委託の推進、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、自立に向けた支援の強化により、虐待を受けた子どもなどへの支援を推進すること。</p> <p>【達成目標3に関する指標】 指標8：里親等委託の実施（委託率） 指標9：特別養子縁組の成立件数</p> | | 引き続き検討 | <p>現行の目標については、平成28年の児童福祉法改正により明記された「家庭養育優先原則」に基づき、各都道府県等において「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、里親等委託の推進等の取組を行っているところ、当該計画において、目標値として里親等委託率（3歳未満児の場合令和6年度末までに75%以上）や特別養子縁組の成立件数（令和6年度までに年間1,000人以上）を掲げていることを踏まえ設定している。</p> <p>なお、家庭養育が難しい場合であっても、できる限り良好な家庭環境で養育することとしており、概ね10年（令和11年度末まで）で施設の小規模かつ地域分散化を進めることとしていることから、各自治体の取組状況を検証してまいりたい。</p> |
| 75 | 山田委員 | VIII-1-1 | 達成目標1の測定指標の追加 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護のニーズが高まっている中で生活保護を実際に受給している者の割合（補足率）がどの程度かについて、OECDにおいて、先進国のSDGsの貧困・格差指標として採用された代表的指標を用いた推計値を示す必要があるとの意見を提出したところ。 これにに対して、「保護の申請がなされなければ、保有する資産や親族からの扶養の可否等の調査、稼働能力の有無等の保護の要件の把握等が困難であるため、そもそも正確に把握することは困難である」との回答であった。 しかし、あらゆる生活保護制度の実態に合わせて潜在的なニーズまで勘案した数値を示すということではなく、プロキシとして、既にOECDやナショナルミニマム研究会で出されている推計値について、対応困難という回答はおかしい。 | | 対応困難 | <p>ご指摘のナショナルミニマム研究会においては、いわゆる捕捉率とは異なるものとして「生活保護基準未満の低所得世帯数」について推計を行っているものであり、また、これらの推計にあたっては「全国消費実態調査（現在：全国家計構造調査）及び「国民生活基礎調査」のデータを用いているが、ベースとする統計データによって、その結果に大きな差があり、これらの数値自体の評価も難しく、こうした数値を測定指標として設定することは不適切と考えている。</p> |